

多賀町官製談合事件等検証会議設置要綱

令和3年10月6日

多賀町要綱第33号

(設置)

第1条 多賀町職員が官製談合防止法違反等の疑いで逮捕された事件(以下「官製談合事件等」という。)に係る原因を検証し、再発防止の具体策(以下「再発防止策」という。)の策定に当たり、有識者等の意見を聴取するため、多賀町官製談合事件等検証会議(以下「会議」という。)を設置する。

(再発防止策の履行)

第2条 町長は、会議の意見を最大限尊重し策定した再発防止策を誠実に履行するものとする。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官製談合事件等の原因究明に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) その他会議が必要と認めること。

(組織)

第4条 会議は、委員6人で構成し、町長が委嘱または任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱または任命の日から官製談合事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書を町長に提出した日までとする。

(委員)

第6条 委員は、行政を含めた各専門分野について優れた識見を有する者とする。

2 委員または委員であった者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の職務等)

第7条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、原則として非公開とする。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。

(第 1 回の会議の招集の特例)

2 第 8 条第 1 項の規定に関わらず、第 1 回の会議は、町長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、官製談合事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書を町長に提出した日限り、その効力を失う。

多賀町官製談合事件等検証会議委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	所 属 等	役 職
桐山 郁雄	しろまち法律事務所 弁護士	
土田 勝一	前多賀町教育委員 教育長職務代理者	職務代理者
藤 崇之	藤公認会計士事務所 所長	
山崎 彰吾	滋賀県湖東土木事務所 所長	
横山 幸司	国立大学法人 滋賀大学 教授	会長
若林 吉郎	元彦根市 危機管理監	

(任 期)

委嘱の日(令和3年10月28日)から官製談合事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書提出日まで。